

八戸市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

1 目的

八戸市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。このため、八戸市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「八戸市アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、八戸市アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置づけ

八戸市アクションプログラムは、八戸市耐震改修促進計画に基づき策定する。

3 取組内容・目標・実績

		令和8年度取組内容	令和8年度目標
計 画		<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 平成12年5月31日以前に建築された木造住宅に対する耐震診断士の派遣を実施 ii) 平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修工事、建替工事に係る費用の補助を実施 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報はちのへのお知らせに、耐震化の必要性や市から所有者に対する直接的な連絡であることを明示し、配布中に説明を求められた場合に対応可能な体制を確保 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進 ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない方に対してDM等による耐震改修促進を実施 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施 ・耐震改修事業者リストの公表等を実施 iv) 一般への周知・普及 <ul style="list-style-type: none"> ・広報等を通して耐震改修の必要性の周知を実施 ・庁舎内等へ設置の市政情報モニターにて周知を実施 ・ポスターやチラシの配架により制度概要等の周知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断員派遣戸数：2戸 ・木造住宅耐震改修工事補助戸数：1戸 <p>※改修工事には建替え工事も含む</p>
			<p>前年度までの実績</p> <p>R7 耐震診断：3戸 耐震改修：0戸 R6 耐震診断：3戸 耐震改修：0戸 R5 耐震診断：2戸 耐震改修：0戸 R4 耐震診断：4戸 耐震改修：0戸 R3 耐震診断：2戸 耐震改修：0戸 H19～R2 耐震診断：122戸 耐震改修：1戸</p> <p>※耐震診断支援開始年度：平成19年度 ※耐震改修補助開始年度：平成26年度</p>
自 己 評 価		<p>前年度（令和7年度）の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 広報はちのへのお知らせに、耐震化の必要性や市から所有者に対する直接的な連絡であることを明示して周知 ii) 耐震化未実施の耐震診断実施者に対し、DMによる耐震改修促進を実施 iii) 耐震改修事業者リストの公表及び補助制度の周知を実施 	<p>前年度（令和7年度）の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修支援事業における耐震改修及び建替えの実施に至らなかった ・耐震化の必要性及び支援制度に関する周知が十分に浸透していない
			<p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体等を活用し、耐震化の必要性に関する普及啓発を強化 ・耐震改修事業者情報の提供等により、耐震化を検討しやすい環境づくりを推進